

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	環境局環境管理部環境規制課（環境保全対策グループ）(06-6615-7923)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定施設の改善命令、一時停止命令
概要	排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるとき、特定施設の構造等の改善を命じ、又は一時停止を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項
処分基準	排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるとき 【排出基準】 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2、別表第1、同第2
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060992.html
備考	